



豊橋税務署からの おしらせ

◆平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

なお、この帳簿と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

※詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、お問い合わせください。

◆e-Taxの利用方法などを

メール配信しています

名古屋国税局では、e-Taxの使用方法などをメールで配信しています。

配信を希望される方は、パソコン

のメールソフトの宛先に次のメールアドレスを入力して、空メールを送信することで登録できます。

「e-Tax利用方法メール配信」

登録用メール送信先

✉e-tax@nagnta.go.jp

▼豊橋税務署個人課税第一部門

☎(0532)52局6201

県税の還付業務体制が 変わります

現在、各県税事務所で行っている県税の還付業務について、平成26年1月から名古屋東部県税事務所に集約します。平成26年1月以降、県税の還付についてのお問い合わせは、名古屋東部県税事務所で受け付けます。

また、県税還付金の還付請求権譲渡書類の提出先も名古屋東部県税事務所となります。

なお、12月までに管轄の県税事務所から発行する送金支払通知書の再発行については、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

▼愛知県総務部税務課

☎(052)954局6047

☎<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

市税・料金 滞納整理強化月間実施中



市では、市税・料金などの負担の不公平を解消するため、12月を滞納整理強化月間に設定し、市職員による滞納整理を強化します。

また、県と東三河8市町村で構成する愛知県東三河地方税滞納整理機構による差押など滞納処分の強化にも取り組んでいます。

- 市税や料金など納め忘れはありませんか。
- 税金などは納期限までに自主的に納めていただくものです。
- 市では納期限までに納めた方との負担の公平性を図るため、滞納処分(財産の差押など)も実施しています。
- 病気、失業、業績不振などやむを得ない理由で納期限までに納めることができない方は、早めに納付相談をしてください。
- 納付書を失くした方は、市役所各担当課までご連絡ください。

【該当する市税・料金など】

市県民税、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、給食費、住宅使用料、水道料、下水道使用料、下水道負担・分担金

▶市役所(代表) ☎22局1111 ※担当部署へおつなぎします